

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 加古川市子どもの読書活動推進計画（第3次）策定経過

（1）加古川市子どもの読書活動推進計画策定委員 7名

（令和元年度）

団体等	所属・役職	氏名
学識経験者	梅花女子大学講師	森 美由紀
子どもの読書活動関係者	図書館ボランティア	渡瀬 道子
子どもの読書活動関係者	図書館ボランティア	石田 由美子
加古川市立中学校	山手中学校長 (図書教育担当校長)	米光 恭廣
加古川市立小学校	平岡北小学校長 (図書教育担当校長)	今津 恵
加古川市立幼稚園	別府町幼稚園長 (園長会代表者)	岡田 裕之
加古川市立保育園	鳩里保育園長 (園長会代表者)	宮川 美香

（令和2年度）

団体等	所属・役職	氏名
学識経験者	梅花女子大学講師	森 美由紀
子どもの読書活動関係者	図書館ボランティア	渡瀬 道子
子どもの読書活動関係者	図書館ボランティア	石田 由美子
加古川市立中学校	山手中学校長 (図書教育担当校長)	長谷中 史敏
加古川市立小学校	東神吉南小学校長 (図書教育担当校長)	今津 恵
加古川市立幼稚園	平岡北幼稚園長 (園長会代表者)	田中 政邦
加古川市立保育園	鳩里保育園長 (園長会代表者)	宮川 美香

## (2) 子どもの読書活動関係各課長 6名

(令和元年度)

所 属 ・ 役 職	氏 名
こども部こども政策課長	真 島 正 則
こども部幼児保育課長	宮 北 敏 勝
教育指導部社会教育・スポーツ振興課長	福 島 啓 晃
教育指導部学校教育課長	境 眞 稔
教育指導部中央図書館長	小 浦 慎 治
教育指導部加古川図書館長	田 中 耕 三 郎

(令和2年度)

所 属 ・ 役 職	氏 名
こども部こども政策課長	真 島 正 則
こども部幼児保育課長	乗 田 祐 治
教育指導部社会教育・スポーツ振興課長	福 島 啓 晃
教育指導部学校教育課長	松 尾 光 隆
教育指導部中央図書館長	中 塚 貴 博
教育指導部加古川図書館長	荒 木 宏 明

## (3) 委員会開催状況

(令和元年度)

回	月 日	協議内容等
第1回	令和元年5月17日(金)	アンケート及び調査票の内容、手順等の決定
第2回	令和元年10月11日(金)	子どもの読書環境実態調査結果報告、課題検討
第3回	令和元年11月22日(金)	子どもの読書活動実態アンケート調査結果報告、課題検討
第4回	令和2年2月7日(金)	子どもの読書活動推進計画の素案の検討

(令和2年度)

回	月 日	協議内容等
第1回	令和2年6月5日(金)	計画趣旨、協議スケジュール及び素案の確認
第2回	令和2年8月4日(火)	素案に基づく計画案の検討
第3回	令和2年10月5日(月)	パブリックコメントに向けた計画案の確認
第4回	令和3年1月15日(金)	パブリックコメントに寄せられた意見に対する回答案及び修正事項の検討

## (4) パブリックコメントの公募実施

令和2年11月4日から12月3日までの期間実施し、23件の意見がありました。

## 用語解説（五十音順）：一般用語並びに県・市独自事業

朝の読書（運動）	学校で読書を習慣づける目的で毎朝10分間、児童・生徒、先生と一緒に自分の好きな本を読もう、という運動。昭和63年に千葉県の高校での「全校一斉の朝の読書」をきっかけに全国に広まった。
1日図書館員	地域の子どもを公共図書館に招いて、貸出作業や配架など図書館員の仕事を体験しながら、図書館の役割や仕事内容を知ってもらう催し。
家読（うちどく）	「家庭読書」「家族読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味する。家族で本を読んでコミュニケーションし、「家族の絆づくり」を目的とする。同じ時間、同じ空間を家族で共有し、読んだ本について感想を話し合う。
おはなし会	子どもたちを集めておはなしを聞かせる（ストーリーテリング）催しのこと。図書館の子どもに対するサービスの一つとして行われる。
学校運営協議会	学校（園）と家庭・地域が力を合わせて、学校（園）の運営に取り組むことができる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な取組。学校運営協議会の主な役割として、「学校園運営の基本方針を承認する」「学校園運営について、教育委員会または校長に意見を述べる」「学校園運営への必要な支援に関する協議を行う」がある。
学校園連携ユニット	「中学校区連携ユニット12」から、地域との連携を分離させ、校種間連携をさらに発展させた取組
学校司書	専ら学校図書館の職務に従事する職員「学校図書館法」（第6条）
学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準として、平成5年3月に文部省（現文部科学省）が設定した数値。学級数に応じて算出され、例えば、18学級の小学校では10,360冊、12学級の中学校では10,720冊とされる。
公共図書館	広く様々な分野にわたり、図書、記録その他必要な資料を収集し、公開して、誰でも利用できる図書館。
こどもの読書週間	こどもの日（5月5日）を含む3週間、4月23日から5月12日まで。子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから、昭和34年にはじまった。図書館・書店・学校を中心に、子どもの読書に関するさまざまな展示やイベントが行われる。
子育てプラザ	安心してゆとりのある楽しい子育てができるよう、乳幼児を子育て中の親が子ども連れて気軽に利用・交流できる場を提供し、育児相談や子育てサークルの育成・指導、各種講座の開催等を行う子育て支援の拠点施設。
図書館教育	図書館の利用方法や読書についての指導をすること。
司書	図書館に置かれる専門的職員。「図書館法（第4条）」
司書教諭	教員免許状を持ち、学校図書館の専門的職務を掌る教諭「学校図書館法」（第5条）
調べ学習	自ら学び、自ら考える、自主的、自発的な学習。
ストーリーテリング	語り手があらかじめ物語を覚えて聞き手に語りかけること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。
中学校区連携ユニット12	中学校区を一つの単位（ユニット）として、その地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、家庭、地域の連携を図りながら子どもの連続した発達を支援する取組。
読書週間	文化の日（11月3日）を含む2週間、10月27日から11月9日まで。読書の普及・推進と出版文化の向上を目標として、全国の公共図書館などで様々なPR事業が展開されている。

トライやる・ウィーク	兵庫県が中学2年生の生徒を対象に、子どもたちが地域の公共施設や民間事業所などにおける体験活動を通じて豊かな感性を育て、また、将来の目標を見つけることを支援する事業。平成10年度から始められた。
認定こども園	小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに地域における子育て支援の総合的な提供を行う施設。
複本	図書館で所蔵する複数の同じ本。
ブックトーク	読書意欲の喚起を目的として、グループを対象に、特定のテーマに関連する本を数冊選び、主な登場人物や著者、あらすじなどを紹介すること。
読み聞かせ	本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館員や保育士、保育教諭、教職員などが子どもの一人ひとりまたは小グループに対して行う。
レファレンス	図書館利用者の求めに応じて図書館員が必要な情報や資料を提供し、利用者の学習や調査などを支援する業務。